

温泉利用施設における 揭示項目が追加されます

～ 温泉法施行規則が改正されました ～

平成17年5月24日から、温泉利用施設において、温泉に加水、加温、循環装置の使用、入浴剤添加、消毒処理などを行っている場合は、その旨とその理由の揭示が必要となります。

温泉の揭示に関する問い合わせは、環境省、都道府県・保健所設置市・特別区の温泉担当課又は最寄りの保健所等にご照会下さい。



平成17年3月
環境省自然環境局

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>

我が国は、世界屈指の温泉国であり、全国各地にある温泉は人々の保健休養に貢献し、また観光の観点からも重要な役割を果たしています。

昨年、一部の温泉利用施設において、表示なく温泉に入浴剤等を使用する事例が明らかになったことを契機として、温泉事業者による利用者への的確で正確な情報提供について国民の関心が高まっています。

環境省では、温泉事業者による表示の在り方について、学識経験者で構成される中央環境審議会に検討をお願いしていました。去る2月10日、この審議会から答申を得たので、それに基づき、温泉法施行規則を改正し、温泉事業者が新たに追加して掲示する必要がある4つの項目を決定しました。

(答申については、環境省HP <http://www.env.go.jp/council/toshin/t123-h1608.html> を御覧ください。)

改正温泉法施行規則は、平成17年2月24日に公布され、3か月後の同年5月24日から施行されます。したがって、温泉事業者の皆様におかれては、本年5月24日までに掲示の追加が必要になります。

掲示を行う際には、あらかじめ都道府県知事等に届出が必要です。

我が国の温泉を国内の、また海外からの訪問客が安心・快適に利用できるよう、新たな掲示の取組について、御理解と御協力をお願いします。

温泉法施行規則改正の概要

温泉を公共の浴用等に供する者は、施設内の見やすい場所に、温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意を掲示しなければならないこととされています。

今般、これらの掲示項目に加え、公共の浴用に供する場合には、新たに下記の4項目を追加して掲示することを義務付けるものです。

温泉を加水して利用する場合は、その旨及びその理由
温泉を加温して利用する場合は、その旨及びその理由
温泉を循環させて利用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
温泉に入浴剤等を加え、又は温泉を消毒して利用する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
*入浴剤等には、利用者が何が添加されているかが容易に判別できるもの（ゆず、しょうぶ等）は含まれません。

施行期日 平成17年5月24日

経過措置 掲示を行う際には、あらかじめ都道府県知事等に届け出ることになっており、施行期日以前であってもこの届出はできます。

罰 則 ~ に該当する行為を行っているにも関わらず、5月24日以降に掲示をしなかったり、虚偽の掲示を行った場合には、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

参考情報

中央環境審議会答申において、「事業者の自主的な情報提供として意義があると考えられる事項」として、以下のような項目を例示しています。

- 加水、加温や消毒処理等の程度
- 加水している水の水道水、井戸水等の別
- 源泉の状況（湧出量、掘削方法、pH値など）や供給方法等
- 清掃の状況や湯の入替頻度

温泉事業者等におかれては、これらの事項についても自主的、積極的に情報提供をお願いします。

施行日は5月24日ですが、可能な限り早期に必要な対応をしていただくようお願いします。

温泉法施行規則改正に伴い、温泉事業者が追加掲示することになる項目・内容と例示について

1. 掲示済みの項目と新たに掲示しなくてはならない項目・内容は次のとおりです。

すでに掲示済みの項目とその内容

温泉の成分等
源泉名、温泉の泉質、温泉の温度、温泉の成分、温泉の成分の分析年月日 等

利用上の注意事項
浴用又は飲用の禁忌症、浴用又は飲用の方法及び注意

新たに掲示すべき項目と内容

加 水
温泉に水(湯、氷、雪を含む。)を加えて利用する場合は、その旨及びその理由を掲示します。

加 温
温泉を加温して利用する場合は、その旨及びその理由を掲示します。

循環・ろ過
浴槽等で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由を掲示します。

入浴剤、消毒
温泉に入浴剤を添加し、又は温泉を消毒して利用する場合は、添加した物質の名称又は実施した消毒方法及びその理由を掲示します。

2. 今回、追加掲示を行う際に留意すべき事項は以下のとおりです。

的確で正確・分かりやすい掲示内容にする
温泉利用施設は大人、子供、お年寄りが利用します。分かりやすく的確で正確な掲示とする必要があります。

見やすい場所に備えつける
温泉利用施設は、大浴場から客室内のお風呂までさまざまです。また、浴槽の設置場所も室内から野外までさまざまです。掲示内容が見やすい脱衣所などに掲示することが望ましいでしょう。

浴槽と掲示の関連がわかるように掲示する
浴場内に複数の浴槽がある場合で、加水、入浴剤等の使用を別個に行っている場合には、浴槽の位置図を作成するなどして、浴槽と加水、入浴剤等の使用の関連を掲示する必要があります。また、温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有している施設にあっては、温泉利用の浴槽と掲示との関係が明らかになるような掲示を行う必要があります。

3. 掲示を行わない場合、虚偽の掲示を行った場合には罰則の対象となります。

温泉法第37条第2号において、「掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者は、30万円以下の罰金に処する。」とされています。

温泉掲示の書き方(例)

温泉掲示の一例を示しましたので参考にしてください。

加水の理由

- ・源泉温度が高いので加水しています。
- ・強酸のため加水しています。
- ・温泉の供給量の不足を補うため加水しています。
- ・気温の高い期間のみ加水しています。 など

加温の理由

- ・入浴に適した温度に保つため加温しています。
- ・貯湯槽を有するため、衛生管理の目的から加温しています。
- ・気温の低い期間のみ加温しています。 など

循環装置等の理由

- ・衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。
- ・温泉資源の保護と衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。 など

入浴剤使用の理由と名称の例示

- ・季節感を感じてもらうため(又は香りを楽しんでもらうため等)冬期のみ以下の入浴剤を使用しています。
例 製品名：○○○
製造(販売)会社：
主要な成分：×××

消毒処理の理由、消毒方法の例示

- ・衛生管理のため、塩素系薬剤(又はオゾン、紫外線、銀イオンなど)を使用しています。
- ・××県公衆浴場条例の基準を満たすため、塩素系薬剤(又はオゾン、紫外線、銀イオンなど)を使用しています。 など

*ここに示したものは1例であって、事業者等におかれては、各施設の利用の状況を勘案して適切な内容を掲示してください。

追加掲示項目に関するQ & A

Q：掲示場所や掲示内容は、どのようなことに注意すればいいのでしょうか。

A：掲示の場所は、施設内の利用者の見やすい場所と定められています。掲示内容の表現方法は、利用者が理解しやすい文言・内容で掲示するようにしてください。

Q：既設の温泉成分等の掲示とは別に掲示するのですか。また、掲示板を新たに作り直す必要があるのですか。

A：追加掲示項目だけを並べて掲示してもかまいません。また、掲示板を新たに作り直してもかまいません。

Q：追加掲示項目のいずれをも行っていない場合でも、掲示内容の新たな届出が必要ですか。

A：追加掲示項目のいずれをも行っていない施設にあっては、新たな届出は必要ありません。また、掲示の書き換えをしなくてもかまいませんが、追加掲示項目に該当ない旨を新たに書き加えてもかまいません。

Q：加水や循環ろ過装置の使用の掲示のほか、浴槽の清掃頻度等を表示したいのですが。

A：浴槽の清掃頻度などの追加項目以外の事項を掲示することは、温泉事業者の自主的な取組として推奨されており、表示することも、もちろん結構です。

Q：温泉利用者自らが浴槽の湯温を調整するため、加水（湯）を行う場合があります。このような場合も掲示が必要ですか。

A：温泉利用者自らが加水（湯）を行うことは、掲示対象にはなりません。

Q：季節に応じて、しょうぶの葉やゆずの実を浴槽に浮かべています。
これらも掲示対象になるのでしょうか。

A：しょうぶの葉やゆずの実など、利用者が一見して何が添加されているのかが分かるような場合は、掲示しなくてもかまいません。

Q：足湯だけの施設でも掲示対象になるのですか。

A：温泉を利用した足湯施設も掲示対象です。

Q：冬の期間のように気温の低い時だけ加温をしています。どのような理由を掲示すればよいですか。

A：「気温が低い場合には温度調整のために加温しています」などが考えられます。

理由の内容は、利用者が掲示を見て、加温していることとその理由が正しく理解できればよいのです。

Q：オゾン殺菌など塩素以外の方法で消毒を行っているが、掲示する必要がありますか。

A：塩素以外の方法で温泉を消毒処理している場合であっても、消毒処理を行っているのであれば、消毒処理の方法及びその理由は掲示対象になります。

*** 掲示内容の記入方法等について不明な場合は、都道府県・保健所設置市・特別区の温泉担当課又は最寄りの保健所等にお問い合わせ下さい。**

(参 考)

温 泉 法 (抄)

(温泉の成分等の揭示)

第十四条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。

2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

第三十六条 第十四条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）第十四条第三項（略）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）

四～六 （略）

温泉法施行規則 (抄)

(温泉の成分等の揭示)

第六条 法第十四条第一項の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 源泉名

二 温泉の泉質

三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度

四 温泉の成分

五 温泉の成分の分析年月日

六 登録分析機関の名称及び登録番号

七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由

八 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由

九 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由

十 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

十一 浴用又は飲用の禁忌症

十二 浴用又は飲用の方法及び注意

(温泉の成分等の揭示の届出)

第七条 法第十四条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所

三 前条各号に掲げる事項

(注) 下線の部分が、今回の改正の追加部分。

発行：環境省自然環境局自然環境整備課
温泉保護利用係

電話 03(5521)8280 (直通)

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>